

○商工委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院			衆議院			備考
				付託	議決	本議決	付託	議決	本議決	
4	石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案	衆	三、三〇	三、三三 (子)	三、三六 可決	三、三七 可決	六、二〇 特石炭対策委	六、二四 可決	六、二五 可決	
5	炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案	"	一、三〇	三、三三 (子)	三、三六 可決	三、三七 可決	一、三〇 特石炭対策委	三、三四 可決	三、三五 可決	
21	輸出保険法の一部を改正する法律案	"	三、二二	三、二三 (子)	三、二六 可決	三、二七 可決	三、二三	三、二五 可決	三、二五 可決	
42	特許法等の一部を改正する法律案	"	二、二六	二、二六 (子)	五、二二 可決	五、二三 可決	二、二六	五、二四 可決	五、二五 可決	
43	産業構造転換円滑化臨時措置法案	"	二、二六	三、三三 (子)	三、三七 可決	三、三七 可決	三、二七	三、三五 修正	三、三五 修正	
51	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	"	三、二六	三、二六 (子)	五、二六 可決	五、二七 可決	三、二六	五、二八 可決	五、三〇 可決	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
18	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案	二見伸明君 外四名 (六二、五三)	六二、五三		付 六二、五三 (予)	付 六二、五三 継続審査	
19	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	二見伸明君 外四名 (五二)	五三		付 五三 (予)	付 五三 継続審査	

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、第八次石炭政策を実施に移すため、引き続き石炭企業経営の健全化、石炭企業の経理の適正化、産炭地域における中小企業者の資金融通の円滑化等を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、廃止期限の延長

「石炭鉱業合理化臨時措置法」、「石炭鉱業経理規制臨時措置法」、「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律」及び「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」の四法につき、その廃止するものとされる期限を昭和六十七年三月三十一日まで五年間延長する。

二、貯炭管理制度の創設

石炭鉱業合理化臨時措置法を改正し、石炭鉱業合理化基本計画に貯炭管理の方針に関する事項を追加すると

もに、新エネルギー総合開発機構（NEDO）の業務範囲に貯炭管理会社に対する資金の出資及び貸し付けを行う業務を追加する。

三、石炭鉱山規模縮小交付金の創設

石炭鉱業合理化臨時措置法を改正し、NEDOの業務範囲に炭鉱における一定の規模縮小に対する石炭鉱山規模縮小交付金の交付を行う業務を追加する。

四、石炭勘定の借入金に関する規定の追加

石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法を改正し、昭和六十二年から六十四年度の各年度に限り、石炭勘定の負担において借入金を行うことができるとの規定を追加する。

委員長報告

ただいま議題となりました四法案につきまして御報告申し上げます。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等改正案は、本年三月末で期限切れとなる石炭関連四法の期限を五年間延長するとともに、貯炭管理制度の創設、その他第八次石炭政策を実施するために必要な法律上の措置を講じようとするもの

であります。

次に、炭鉱離職者臨時措置法改正案は、本年三月末で期限切れとなる同法の期限を五年間延長しようとするものであります。

委員会では、以上二案を一括して議題とし、今後の石炭政策のあり方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、石炭鉱業合理化臨時措置法等改正案に対し、日本社会党・護憲共同福間理事より反対、自由民主党大木理事より賛成、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、石炭鉱業合理化臨時措置法等改正案は多数をもつて、炭鉱離職者臨時措置法改正案は全会一致をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、輸出保険法改正案は、法律の題名を貿易保険法と改め、前払い輸入保険等新種保険の創設、海外投資保険の拡充等の措置を講じようとするものであります。

委員会では、今回の改正による貿易黒字の改善効果等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、産業構造転換円滑化臨時措置法案は、産業基盤整備基金による債務保証等の措置により、特定事業者の新たな経済的環境適応の円滑化、特定地域経済の安定等を図ろうとするものであります。

なお、本法案は、衆議院において事業適応計画等の記載事項に労務に関する事項を加える修正が行われております。委員会では、設備処理に伴い生ずる雇用問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、以上の四法案に対し、それぞれ附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者に対する再就職に関する援護その他の措置を定めた炭鉱離職者臨時措置法の期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長しようとするものである。

委員長報告

一二八ページ参照

輸出保険法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

要旨

本法律案は、大幅な経常収支の黒字を有するわが国の国際的役割と対外取引の多様化に対応するため、保険制度において輸入促進に必要な措置を講ずるとともに、わが国企業の行う仲介貿易、海外投資についても制度の新設、拡充を図り、世界経済の均衡ある発展に寄与しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、題名、目的の改正

本法の対象となる取引が「輸出貿易等」に限られているものを、輸入も含めた「外国貿易等」に改めるとともに、本法の題名を「貿易保険法」とする。

二、前払い輸入保険の新設

製品等の輸入に際し代金の前払いが行われている輸入取引において、その前払金が、戦争、相手方企業の倒産等により回収不能となった場合には、その被った損失をてん補する前払い輸入保険を設ける。

三、仲介貿易保険の新設

本邦法人または本邦人が、外国において生産、加工、集荷される貨物を他の第三国において販売、賃貸、または必要な資金の貸し付けを行った場合において、戦争、相手方企業の倒産等によつてこれら販売代金等が回収不能となった場合には、その被った損失をてん補する仲介貿易保険を設ける。

四、海外投資保険の拡充

現行の海外投資保険では、投資先企業の倒産等の信用危険は資源開発輸入のための非経営支配法人向けの融資についてのみてん補されているが、このてん補の対象を

製造業等の経営支配法人にまで拡大する。

五、再保険の新設

累積債務問題等の国際的課題や国際協調型事業の拡大等により増大している保険引き受けリスクを各国間において適切に分散させるため、政府は、多数国間投資保証機関（MIGA）、その他海外の公的保険機関との間で再保険契約を結ぶことができることとする。

六、その他

輸出金融保険は、その制度的使命を終えたことにかんがみ、昭和六十三年三月三十一日をもつて廃止する。また、輸出保険特別会計法については、その題名を貿易保険特別会計法に改めるとともに、所要の規定の整備を行う。

委員長報告

一二八ページ参照

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、技術開発成果の十分な保護の要請、国際的調和の必要性の増大等工業所有権制度をめぐる最近の情勢に対処するため、「特許法」、「実用新案法」、「意匠法」及び「商標法」を改正しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、多項制の改善

「特許法」、「実用新案法」の二法につき、特許等の請求の範囲の記載について、一発明につき複数の請求項による記載を可能とするとともに、複数の発明であつても一定の相互関係があれば同一願書での出願を可能とする併合出願制度の範囲を拡大する。また複数の請求項に係る無効審判については、請求項ごとに請求することができることとする。

二、制度の国際的調和のための手続期間の弾力化

「特許法」、「実用新案法」の二法につき、工業所有権の保護に関するパリ条約の規定により優先権を主張した者が提出すべき証明書の提出期限、異議申し立て期間及び特許協力条約の規定により優先日から一九月以内に国際予備審査の請求をし、かつ、日本国を選択国として選択した国際特許等の出願についての翻訳文の提出期限

をそれぞれ延長するとともに、「特許法」、「実用新案法」及び「意匠法」の三法につき、無効審判について、外国において頒布された刊行物に関する除斥期間を廃止する。

三、特許権の存続期間の延長制度の創設

当該特許発明の実施が二年以上できなかったときは、五年を限度として特許期間を延長しうるものとし、あわせて関係規定の整備を行う。

四、手数料等の改定

「特許法」、「実用新案法」、「意匠法」及び「商標法」の四法につき、手数料及び特許料または登録料を改定する。五、その他

審判請求について、審決の確定までは、取り下げることができるとする。

委員長報告

ただいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の産業技術の高度化・国際化に対処す

るため、特許等の出願について、いわゆる多項制の改善、手続期間等の延長、医薬品など法規制により一定期間特許発明が実施できなかった特許権についての期間延長などの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、多項制採用の意義、特許をめぐる国際情勢、審査・審判官の処遇改善などについて、質疑が行われましたが、その詳細は、会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が行われたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

産業構造転換円滑化臨時措置法案（閣法第四三三号）

要旨

本法律案は、諸外国との貿易摩擦の激化に対処し、我が国の産業構造が国際環境と調和のとれた活力のあるものに転換していくことの必要性にかんがみ、一部業種に生じて

いる事業規模の縮小、雇用問題等の深刻化及び地域経済への悪影響等の諸問題を緩和するとともに、産業構造転換の円滑化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特定事業者の定義

円高等内外の経済的事情の著しい変化により生産能力が著しく過剰となつている設備を「特定設備」として指定し、これを事業の用に供する事業者を「特定事業者」とする。

二、特定地域の指定

円高等内外の経済的事情の著しい変化によりその地域の経済・雇用状況が著しく悪化していると認められる地域を「特定地域」として政令で指定する。

三、事業適応計画の承認と支援措置

一、特定事業者は、新たな経済的環境への適応のため、特定設備の「設備処理」及びその結果生ずる過剰雇用に対応するための「事業転換」に関する「事業適応計画」を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。

二、承認を受けた同計画に基づく設備処理については、借り入れ資金に対する産業基盤整備基金による債務保証

及び除却損に係る欠損金の繰越控除期間の延長、また、事業転換については、新規生産設備の取得に対する特別償却制度の適用並びに特定地域に限り、産業基盤整備基金からの利子補給、特別土地保有税の非課税及び事業所税の軽減等の措置を講ずる。

四、事業提携計画の承認と支援措置

(一) 同一業種に属する複数の特定事業者は、特定設備の処理を円滑に行うため、生産の受委託等の事業提携に関する「事業提携計画」を作成し、主務大臣は、公正取引委員会と独禁法上の問題点について協議を行い、承認するものとする。

(二) 承認を受けた同計画に基づく必要な設備に対する特別償却制度の適用並びに登録免許税及び不動産取得税の軽減等の措置を講ずる。

五、特定地域の活性化措置

特定地域の経済の安定及び発展並びに雇用の安定を図るため、産業基盤整備基金より第三セクターに対する出資、日本開発銀行等からの融資に対する利子補給及び新分野開拓事業用借入金に対する債務保証を行う。

六、産業基盤整備基金の設立とその業務

一 民法一に基づく産業基盤信用基金を新たに産業基盤整備基金に改組するとともに、これまでの業務に加え、前記の債務保証、出資及び利子補給等の業務を行わせる。

七、その他

本法律は、昭和七十一年五月二十九日までに廃止するものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、事業適応計画及び事業提携計画の記載事項にそれぞれ労務に関する事項を加える修正が行われた。

委員長報告

一二八ページ参照

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化に対応するため、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資する特定施設として、情報処理

または電気通信の高度化により経済社会の情報化及び国際化に即応した都市機能の高度化または港湾の利用の高度化を図るために設置される施設並びに外国企業等の我が国の市場の開拓を円滑化するために設置される施設を新たに追加する等所要の改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済社会の情報化及び国際化に即応して設置されるインテリジェントビル等の中核的施設並びに外国企業等の我が国への進出を円滑化するために設置される施設を新たに民活法の対象施設に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、民活プロジェクト不振の理由、民活プロジェクトにおける官民のかかわり方などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。